

従業員各位

管理部

新型コロナワクチン3回目接種を受ける方の勤怠の取り扱いについて

市町村から新型コロナワクチン3回目接種の案内及び接種券(2回目接種を完了し一定期間経過している方)が届き、接種をする場合の接種時の勤怠の取り扱いを次のようにいたします。対象は休業・休職中の方を除く従業員とします。

1. ワクチン接種日の取り扱い

No	ケース	勤務	勤怠の取り扱い	社員の対応
①	派遣(委託)勤務で就労中に派遣先職場接種を受ける場合	・派遣先基準により勤務	・原則その日の所定労働時間を就業扱いとする	・業務担当に接種日の連絡とタイムシート記入方法を確認(請求可否のため) ・タイムシート備考欄に「ワクチン接種」と記載する
②	派遣(委託)勤務で自治体等に個人申込で接種を受ける場合	・派遣先基準により勤務 ・上記以外は勤務免除		・派遣先、業務担当に接種日を連絡 ・業務担当にタイムシート記入方法を確認(請求可否のため) ・タイムシート備考欄に「ワクチン接種」と記載する
③	①②以外の場合	・勤務免除		・本人から所属長に接種日の連絡→所属長は管理部勤怠担当に報告

※ 接種会場までの交通費は、原則自己負担とする

※ 休日に接種する場合は対象外とする

2. 接種翌日以降(副反応時)の取り扱い

発熱(37.5℃以上)、倦怠感、頭痛等で就業が困難な場合には、原則「年次有給休暇取得」として対応します。

※ 派遣先基準と同等に取り扱われる場合は、派遣先の取り扱いに準じた対応とする

※ 派遣先有休促進日(年間5日以上)を年次有給休暇で充当されている方で、接種日時点で残日数がない方は、管理部 磯野までご相談ください。

3. 対象期間

上記対応は、令和4年9月30日(予定)までの期間とします。

- ワクチン接種は任意です。
- 接種に関して不安のある方は、かかりつけ医や各自自治体の相談窓口にご相談ください。
- ワクチン接種に関する情報は、個人情報に関わるため、各担当は取り扱いに注意してください。
- その他ご不明な点は、管理部 磯野までお問い合わせください。